

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた倉吉市議会の対応について

令和2年4月21日	会派代表者会決定
令和2年7月3日	改正
令和2年9月16日	改正
令和3年4月19日	改正
令和4年7月15日	改正
令和4年10月24日	改正
令和5年6月9日	改正

倉吉市議会として、新型コロナウイルス感染予防による早期終息に向けて、下記のとおり対策を講じるものとする。なお、今後の感染の広がり等により適宜見直すものとする。

1 議会運営での対応について

(1) 議場及び会議室

- ・アルコール消毒液の設置
- ・換気の実施（休憩時は必ず窓や扉を開放し換気を行う）
- ・議場、会議室の扉は可能な限り開放のまま会議を実施

※控室についても、感染予防対策を実施

(2) 議員及び執行部

- ・登庁前の検温の実施（発熱がある場合は登庁しない）
- ・風邪の症状やその他の体調不良の場合の出席の自粛
- ・登庁時の手洗い、アルコール消毒を推奨
- ・マスク又はマウスシールド着用での発言を認める
- ・委員会等では、執行部の説明者は案件や部局ごとに入れ替えを実施

(3) 傍聴者

- ・入場時の検温のお願い（発熱がある場合は傍聴の自粛）
- ・手洗い、アルコール消毒による入場のお願い
- ・風邪や発熱等の体調不良者の入場自粛のお願い

2 行政視察等について

(1) 県外視察や研修の往来については状況に応じて判断しながら行う

(2) 他議会からの視察受け入れについては、状況に応じて判断する

3 感染者と判明した場合の対応について

(1) 議員本人が感染者と判明した場合

- ・現在の状況を直ちに議長（議会事務局）に報告